

杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という。）では、これまで主に JR 中央線沿線におけるイベントや各種史跡、飲食店などの観光資源を活用したツアーの実施や情報の発信等を行ってきましたが、今後は、JR 中央線沿線に加え、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源による「魅力発信事業」を行うことで、区内全域における一層の来街者誘致を図るとともに、地域の活性化を目指すこととしていきます。

そこで令和 6 年度は、公募型プロポーザル方式により、令和 4 年度・5 年度に実施した杉並区魅力発信事業の事業結果を参考に、区内全域（西武新宿線及び京王井の頭線沿線を必ず含む）に来街者を誘致し、情報発信を行う事業者を募集・選定します。

企画立案力や情報発信力、事業遂行能力等に優れた事業者からの応募を期待しています。

2 業務の概要

(1) 業務名

魅力発信事業業務委託

(2) 業務内容

区内全域（西武新宿線及び京王井の頭線沿線を必ず含む）への来街者誘致及び区内周遊施策（以下「イベント」という）による情報発信業務の実施

① 委託業務の企画

ア イベント名称及び実施内容については、当該地域特性に合わせた誘客が見込めるターゲット層を対象にしたもので、地域資源や飲食店等を周遊する取組とし、更には集客効果を高める企画とすること。

イ イベントにおいては、杉並区内の西武新宿線及び京王井の頭線沿線の地域資源に触れることのできる内容とすること。なお、JR 中央線や東京メトロ沿線の地域資源を絡めることも可とする。

ウ 実施場所については原則区内とするが、イベント中やイベント後に区内への誘客が見込める場合には、区外を含めることも可とする。

エ 開催期間・イベントの回数については、特に制限を設けないが、より多くの人に参加できる仕組みとすること。（イベント総参加者数 5,000 人を目標とする）

オ イベントの参加料は無料とすること。

カ 参加者アンケート等から参加者の属性を収集し、今後の誘客や周遊性向上等に繋がる効果検証を行い、報告すること。

② イベントの告知・情報発信

ア イベントの告知は、紙媒体・デジタル媒体等問わず、効果的なものを提案すること。

イ イベントと絡めて、区の魅力として観光資源やスポットの情報発信を行い、イベント後にも区を訪れたいと思えるような取組とすること。

ウ 上記ア、イの発信による効果や数値等の実績を報告すること。

③ 委託業務の運営管理

ア イベントの実施に当たって必要な店舗・施設との交渉、調整、集客、会場設営などについては、受託事業者が行うこと。

イ 委託者と定期的に情報交換を行う会を開催し、進捗の報告、協議を十分行いながら、業務を実施すること。

※【補足事項】

- ① 別添資料「令和4年度杉並区魅力発信事業の実施について」「令和5年度杉並区魅力発信事業の実施について」を参考にして企画を提案すること。
- ② 提案の中に見込み数値を掲げる場合、根拠を具体的に示すこと。
例) スタンプリ参加者数〇〇人以上と明記する場合は、過去の類似事業の実績を併せて提示する等

※【参考】区の観光に関する基本データ

○杉並区公式情報サイト「すぎなみ学倶楽部」

<https://www.suginamigaku.org>



○中央線あるあるプロジェクト

<https://www.chuosen-rr.com/>



(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日

(4) 事業規模（上限額）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる全ての条件に該当する法人であることとします。

- (1) 直近5年以内に、官公庁や民間企業等で提案業務又はそれに類似する業務の実績を1回以上有すること。なお、直近5年とは、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年を指すこととします。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内容	期日等（予定）
実施要領の公表	令和6年4月25日（木）
質問受付期限	令和6年5月13日（月）午後3時まで（必着）
質問回答	令和6年5月17日（金）以降に、区ホームページ「 令和6年度 プロポーザル案件のご案内 」で公開します。（「5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答」の（4）に記載のURL又は二次元コードをご参照ください。）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月7日（金）正午まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和6年6月17日（月）頃
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年6月24日（月） 場所・時間：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和6年6月下旬頃に通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（1）質問の受付方法

「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、E-mail（PDFファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】魅力発信事業プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

（2）質問の受付先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

（3）質問の受付期限

令和6年5月13日（月）午後3時（必着）

（4）質問の回答方法

令和6年5月17日（金）以降、区ホームページ「[令和6年度 プロポーザル案件のご案内](#)」で回答

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)



6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書【様式5及び任意様式】

(2) 提出部数

正本1部と副本8部をそれぞれ製本（A4縦長ファイル等で綴じる）し、提出してください。

(3) 提出方法

「10 担当課（問い合わせ先）」へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「魅力発信事業業務委託応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(5) 提出期限

令和6年6月7日（金） 正午 必着

※持参、郵送を問いませんが、電子メールでの提出は認められません。

未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(5) 留意事項

※正本については、参加事業者が特定できるように作成をお願いします。

副本については、審査に利用する関係上、「参加事業者の名称」や「参加事業者のロゴマーク」など、参加事業者が特定される情報の使用は控えてください。ただし、活用する媒体の名称や媒体のロゴマーク等については、この限りではありません。

※正本を複写し、副本として活用する場合は、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、参加事業者が特定できないよう配慮をお願いします。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合があります。注意ください。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区魅力発信事業業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2 業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。なお、区で設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準の概要

① 法人の適格性

評価項目	評価内容
経営状況	経営状況
業務実績	類似業務の請負実績

② 企画提案内容の妥当性

評価項目	評価内容
業務の理解度・取組姿勢	・業務に対する理解 ・業務に対する取組姿勢
業務遂行体制	・統括責任者及び業務担当者の配置・経歴・資格 ・その他の人員体制
ターゲット設定	ターゲット設定とその理由
観光資源の設定	取り上げる観光資源とその選択理由
イベント実施	実施方法、目標数値（定量・定性）等
情報発信	発信方法、目標数値（定量・定性）等
効果測定	検証方法の工夫、有効性
企画提案書まとめ	資料調整能力、提案の特色性
スケジュール	実施スケジュールの内容
費用対効果	積算内容

③ 総合評価

評価項目	評価内容
総合評価	審査全体を通じた総合評価

(2) 審査方法

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、上位2、3事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、令和6年6月中旬頃に、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、担当課より第一次審査通過事業者に対して通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年6月下旬頃に、担当課より第二次審査参加事業者全てに対して通知します。
なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の「ア」から「オ」までのいずれかに該当するときは失格とします。その場合、既に提出された企画提案書等は返却しません。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 参加資格を満たさなくなった場合

ウ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

エ 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会等の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

オ 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。また、区は提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できるものとします。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年 条例第 38 号）に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負うこととします。
- (12) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「10 担当課（問い合わせ先）」に辞退届（様式 7）を提出してください。

10 担当課（問い合わせ先）

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2 階

杉並区産業振興センター 観光係

担当：田枝・橋本・浅野

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日除く）

電話番号：03-5347-9184（直通）

E-mail：kanko-k@city.suginami.lg.jp

提出書類一覧

※この帳票を以下の提出書類に添えて提出してください。

No	提出書類	様式	提出部数	提出期限
1	参加申請書	様式 2	1 (正 1)	令和 6 年 6 月 7 日 (金) 正午 必着
2	事業者概要	様式 3	9 (正 1 副 8)	
3	業務遂行体制	様式 4	9 (正 1 副 8)	
4	企画提案書	様式 5 及び 任意様式	9 (正 1 副 8)	
5	見積書(積算内訳含む)	任意様式	9 (正 1 副 8)	
6	実施スケジュール	任意様式	9 (正 1 副 8)	
7	類似業務の請負実績	様式 6	9 (正 1 副 8)	
8	直近 3 期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理 費明細表、株主資本等変動計算書)	写し	9 (正 1 副 8)	
9	直近事業年度(決算年度)1年分の納税 証明書 (「法人事業税及び地方法人特別税」、「法人 税」又は「申告所得税」、「消費税及び地 方消費税」)	写し	9 (正 1 副 8)	

※提出部数の「正」は正本を、「副」は副本のことを指します。

【注意事項】

- ① 上記に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3 サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。)また **No「1」～「9」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてご提出ください。**
- ② No. 5「**見積書(積算内訳含む)**」について、必ず「イベント実施費用」「情報発信費用」「事業報告書作成費」の項目を作成し、各費目の詳細な内訳をご記載ください。また、著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。
- ③ No. 6「**実施スケジュール**」について、「キックオフ」「イベント実施」「情報発信」「最終報告」等の事業実施スケジュールを含め、全体のスケジュール感をお示しください。
- ④ No. 7「**類似業務の請負実績**」については、直近 5 年以内の官公庁や民間企業等での類似業務の実績・効果等を記載してください。なお、直近 5 年とは、平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年を指すこととします。
- ⑤ No. 9「**直近事業年度(決算年度)1年分の納税証明書**」に関する補足事項は以下のとおりです。
 - ・ 杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出が不要となる場合があります。
 - ・ 法人事業税は参加を希望する営業所が所在する都道府県で発行されたものです。
 - ・ 「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その 1 及び消費税及び地方消費税納税証明書その 1 については、「その 3 の 3」での代用はできません。